

書類審査

資料 2

平成28年度

少年少女合唱団運営補助金

評価表 NO.

71

所管部課名	文化課	担当者	松元 靖子					
事務事業名	文化振興事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び少年少女合唱団運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成28年度 予算額	57 千円	国県支出金 千円	一般財源 57 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	発表会開催回数		10回	平成33年度				
成果指標②	演奏技術向上のための活動数（練習等）		40回	平成33年度				
補助対象者	薩摩川内市少年少女合唱団							
補助対象経費	演奏技術向上に要する講師招聘謝金及び旅費、消耗品、印刷製本費、会場借用に要する使用料等経費							
補助対象事業・活動の内容	合唱団の演奏技術向上並びに活動の拡充を図るもの。							
	分類	☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額							
上記項目の積算方法	事業の計画に基づき積算							
補助を受ける事業（団体）等の 経過3年間の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	404,000	64.0%	363,000	85.8%	345,000	85.1%
		会費収入	298,000	47.2%	248,000	58.6%	270,000	66.6%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	106,000	16.8%	115,000	27.2%	75,000	18.5%
		市補助金	57,000	9.0%	57,000	13.5%	57,000	14.1%
		雑入	22	0.0%	5	0.0%	10	0.0%
		（前年度繰越金）	169,826	26.9%	3,178	0.8%	3,271	0.8%
		計	630,848	100.0%	423,183	100.0%	405,281	100.0%
	支出	事業費	449,606	71.3%	318,323	75.2%	297,384	73.4%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	178,064	28.2%	101,589	24.0%	107,376	26.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	3,178	0.5%	3,271	0.8%	521	0.1%
		計	630,848	100.0%	423,183	100.0%	405,281	100.0%
	支出計/前年度支出計					67.1%		95.8%
	自己資金/前年度自己資金					89.9%		95.0%
	翌年度繰越金/市補助金			5.6%		5.7%		0.9%
	交付件数		1件		1件		1件	
	成果指標の推移①		11回		11回		10回	
	成果指標の推移②		40回		40回		42回	
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」 【その他】毎年、定期的な練習やイベント・市の行事等に参加し、練習の成果を発表している。活動のPRも広報誌やポスター等で行っている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各種イベントの出演や、定期演奏会を開催し市民の文化芸術の振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	市を代表する合唱団であり、市民の音楽文化への意識高揚と音楽の水準の向上を図るための事業実施に必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	成果の指針として発表会の回数を活動の指標として練習の回数を用いて測定する設定がなされている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が直接実施すると、コスト(人件費)を要し、かつ、行政に専門的知識を有するものがない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要綱等に基づいており、補助金は全て補助対象経費に充てられており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	定期的に練習を行い、各種イベントや、コンクールに出場するなど自助努力が見られる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	当該補助事業以外の活動は実施していない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	事業内容は定期的な練習と各種イベントへの出場であるため、他の有効な手段がないと思われる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	少年少女合唱団運営補助金交付要領に明記されており妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《上記方向の理由》 異年齢の児童生徒が練習や発表等の様々な活動を通じて、合唱の技術力向上とともに豊かな情操教育と市全体の音楽水準の向上を図ることができると考えられる。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 会員募集に努めるとともに、定期演奏会の実施や各種イベント等へ参加をする。		《まとめ》

少年少女合唱団運営補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる少年少女合唱団運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 少年少女合唱団運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 合唱団の演奏技術向上並びに活動の拡充を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

（補助金の額）

第3条 少年少女合唱団運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 少年少女合唱団運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 演奏技術向上に要する講師招聘謝金及び旅費、消耗品、印刷製本費、会場借用に要する使用料等経費。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

（交付の申請）

第5条 少年少女合唱団運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 少年少女合唱団運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

（交付の基準）

第6条 少年少女合唱団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に少年少女合唱団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合。

（実績報告）

第7条 少年少女合唱団運営補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第8条 少年少女合唱団運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げるものにより行う。

(1) 発表会開催回数

(2) 演奏指術向上のための活動状況

(補助事業者等の責務)

第9条 少年少女合唱団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。